

平成17年度第1回千葉県図書館協議会議事録（要録）

- 1 日 時 平成17年9月20日（火）
午後1時30分から午後4時20分まで
- 2 場 所 千葉県立中央図書館講堂
- 3 出席者 (委 員) 石 井 朝 子 田 中 伸 一
久保田 洋 之 橋 本 文 子
磯 野 嘉 子 島 利栄子
水 野 幸 子 山 中 齊
(生涯学習課) 佐 伯 生涯学習課長
伊 藤 主幹兼生涯学習推進室長 他
(事 務 局) 荒木田 中央図書館長
長 柄 西部図書館長
方波見 東部図書館長 他
(傍 聴 者) なし
- 4 議 題 (1) 報告事項
ア 平成16年度千葉県立図書館事業報告について
イ 平成17年度千葉県立図書館運営方針について
ウ 平成17年度関東地区公共図書館協議会都県立図書館運営研究会
について
上記ア・イについて、3館の図書館長から資料に基づき報告
上記ウについて、平成17年7月14日から15日までの2日間
参加者37名、千葉市にて開催されたことを報告
(2) 協議事項
ア 将来計画及びサービス指標と数値目標の策定と実施について
(ア) 千葉県立図書館のあり方（仮称）について
- 短期将来計画 -
(イ) 千葉県立図書館のサービス指標と数値目標の策定
- 短期将来計画を基に -
(ウ) 千葉県立図書館のサービス指標と数値目標（平成16年度検討
結果）の試行

会議に先立ち、第28期千葉県図書館協議会委員の辞令が、佐伯生涯学習課長から各委員に渡され、挨拶があった。

会議開会宣言の後、本日の委員の出席が8名であり、図書館協議会運営規則第6条の規定による過半数に達していることから、会議成立の確認がなされた。

次に、議長、副議長の選出を行い、議長に山中委員、副議長に島委員が選出され、それぞれの挨拶があった。

<議 事>

議 長 それでは、議題（2）の協議事項について、事務局から説明願います。

事務局 将来計画及びサービス指標と数値目標の策定と実施について説明

議 長 県立図書館の機能と役割について、説明願います。

事務局 『公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準』に基づき、県立図書館と市町村立図書館の機能と役割について説明

議 長 市町村立図書館と県立図書館とは役割が違うということで、市町村立図書館は住民の直接的な要望に応える、県立図書館はいわば図書館のための図書館といったところでしょうか。

市町村立図書館の状況がわかれば、説明願います。

事務局 市町村立図書館は貸出しが中心となります。県内で年間100万冊を超えて貸し出している図書館が11市あります。千葉市は400万冊強、市川市が200万冊強、その他にも200万冊に近いところが数市ある状況です。

両者の違いについては以前議会の答弁にもありましたが、市町村立図書館は住民の身近にあって、住民が日常必要とする資料を収集し提供する、県立図書館は、市町村立図書館で購入しても多くの利用が見込まれない専門的な資料や高価な資料を収集して、提供するということでした。

議 長 先ほどの説明で、県立図書館の将来計画をはっきりさせたいということで、現在、事務局で練っているわけですが、本件について御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

委 員 市町村合併後の、市町村立図書館の設置状況を教えてください。

事務局 県内市町村立図書館の設置状況につきましては、中央図書館の要覧の中に掲載してあります。

近年の市町村合併により、未設置市町村が設置市町と合併することで設置市町となり設置率が上がりますが、設置状況等の実態が変わらない市町村が多いため、その図書館サービスの向上は見込めないのではないかと危惧しています。

議長 町立や村立は設置率がとても低い状態ですが、同じ県民なのだから、同じようにサービスを受けられることが望ましいと思います。

他に御意見がありますか。

委員 県立図書館における移動図書館の状況はどうですか。

事務局 当初は移動図書館で県内全域に一般貸出しを行っていましたが、公民館等に図書室が設置されたことにより、一括貸出しに変わりました。

その後、各公民館では図書室のキャパシティを超えるくらいの資料を持つようになったため現在では廃止となり、県立3館における各奉仕対象地域内市町村への協力車による資料搬送の実施など、県立図書館のサービスが変遷してきました。

ここで改めて、県立図書館は何をしなければならぬか、市町村は何を求めているのかを検討していかなければならないと考えているところです。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 指定管理者制度については、厳しい状況ですが、これに対応するにはしっかりした目標を立てて、県立図書館の役割をはっきり打ち出さなければいけないわけです。

各市町村でも実際に行っているところもありますし、千葉県立図書館はそのようになって欲しくないという気持ちはありますが、他県の状況がわかりましたら教えていただきたい。

事務局 山梨県は、PFIという方式で新しい図書館を計画しています。

また、岩手県では、指定管理者制度を検討しています。内容を見ると、図書館で重要な部分といわれているレファレンスまで委託にしようとしています。

行政が図書館の中心部分にしか残っていないということは、非常に驚異に感じます。

千葉県では、昨年度、図書館の指定管理者制度について検討した結果、難しい

という見解でしたが、他県で実施が進めば、何故できないのかということにもなってくるでしょう。

県立図書館に行けば千葉県のことであれば何でもわかるというように、図書館サービスの中身を高めていくことが重要と考えられますが、それには経験や知識等が必要となってきます。

また、団塊の世代が大量に退職していくといわれている2007年問題がありますが、図書館においても2007年以降には、専門的職員が大勢退職してしまうため、その後の図書館運営の継続性が懸念されます。

議長 今後は、図書館も哲学を持っていないと難しいでしょう。

委員 公立図書館が住民の要求に応えていくために、民と協力してやっていくことは必須と思われませんが、指定管理者制度を導入した場合に民間は利益を追求します。受け手として考えたときに、図書館は儲かるわけではありません。

指定管理者制度が図書館の目的達成や、継続的かつ発展的に仕事をしていくという役割を、民が利潤追求で果たしてやっていけるのでしょうか。

さらに、県立図書館の役割の中には、県内市町村立図書館への援助や調整等があるために導入していくのは難しいと考えます。

他県と比較しても、その県が県民に対して、どの程度の役割を果たしているかにより相違があるので、一概には比較できないでしょう。

議長 他に御意見がありますか。

なければ、第2回の協議会に素案を提出していただくことで終了としたいが、いかがでしょうか。

委員 (拍手)

議長 それでは、これで議事を終了します。

ここで議事は終了し、次回第2回目の協議会は平成17年11月下旬の予定で、諮問の骨子案を提出すること、県立東部図書館(旭市)で実施することを報告して、平成17年度第1回千葉県図書館協議会を終了した。